

所得の申告を忘れずに！

国民健康保険税は申告などを基に所得の判定を行っています。申告がない場合、適切な課税がされません。また、下記のような軽減・減免を受けることができません。所得のない人も申告しましょう。

- ・入院したときの食事代の標準負担額
- ・70歳以上75歳未満の人の自己負担割合
- ・高額療養費の自己負担限度額
- ・保険税の所得割額、軽減措置 など

国民健康保険医療費通知のお知らせ

あなたとご家族の皆さんが病気やケガのため病院・診療所などで受診されたとき、その医療費がどのくらいか、その支払いはどのようになっているかを知っていただくとともに健康管理の大切さと、国民健康保険事業に対するご理解をいただくためのものです（年3回：8月、1月、3月）。

医療費通知は所得税の医療費控除の申告手続きで医療費の明細書としても使用することができます（ただし、11月～12月受診分については、医療機関などからの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に添付してください）。

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217

要介護認定者を対象とする障害者控除対象者認定書の交付について

介護保険の要介護（要支援）認定を受けている65歳以上の方で、村が定める認定基準に該当する方には申請により「障害者控除対象者認定書」を交付しています。確定申告時にこの認定書を添付すると、本人またはその扶養者が税の所得控除を受けることができます。

- 対象者** 65歳以上の方で、認知症及び身体の障害が認定基準に該当している方
※認定基準は令和5年12月31日の要介護認定状況となります。
※要介護認定を受けていない場合で、障害者控除対象者認定を受けようとするものは別に書類を提出する必要がありますので、福祉課までお問い合わせください。

- 申請方法** 福祉課へ「障害者控除対象者認定申請書」を提出
必要なもの 介護保険被保険者証、申請者の身分を証明するもの
受付期間 1月中旬から

●障害者控除対象者の範囲

控除区分	基準
障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」・「Ⅲ」の人または障害高齢者の日常生活自立度が「A」の人
特別障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」・「M」の人または障害高齢者の日常生活自立度が「B」・「C」の人

お問い合わせ：福祉課 高齢者福祉係 ☎966-1207

1月は村県民税第4期の納期となっています。

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	5月31日	7月31日	12月25日	令和6年 2月29日
村県民税	6月30日	8月31日	10月31日	令和6年 1月31日
軽自動車税	5月31日			

納税は口座振替が便利です。

手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ：
税務課 ☎966-1206

